

(4) 基本政策と取組方針

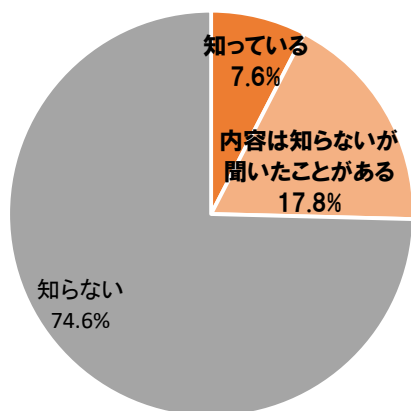
法の目的や基本理念を踏まえるとともに、本県の自転車を巡る現状及び課題に対応するため、以下のとおり5つの目標を掲げる。また、これらの目標達成のために、具体的に実施すべき施策を定める。

◆目標1 県民みんながつくり・育てるサイクリングパラダイス

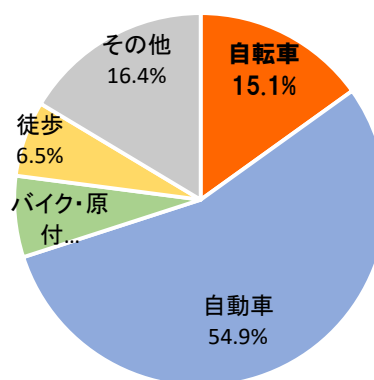
◇実施すべき施策

- (1) 自転車利用の普及・拡大
- (2) 愛媛マルゴト自転車道の推進
- (3) E-BIKEえひめの推進（電動アシスト付自転車の普及及び安全利用の啓発）
- (4) タンデム自転車等の普及

成果指標	現況値(2018年度)	目標値(2022年度)
① 自転車新文化の認知度	25.4%	50%以上
② 通勤時の自転車分担率	15.1%	17.6%以上



自転車新文化の認知度



通勤時の自転車分担率

1- (1) 自転車利用の普及・拡大

女性、高齢者、子ども、障がい者など、幅広い層へ「健康」「生きがい」「友情」を育む自転車新文化の考え方等を波及させ、スポーツ・趣味として、自転車の楽しさを感じてもらい取組みを行い、自転車利用者の裾野の拡大に努めるほか、健康づくりに自転車の活用が効果的であることを広く啓発するとともに、全ての県民が主体的に自転車を活用できる環境を作る。

また、自転車が環境にやさしい乗り物であることを踏まえ、自動車への依存の程度を低減し、CO₂の排出削減や交通渋滞の緩和を図るため、通勤・通学への自転車利用の促進を図る。



図3 スポーツ・趣味としての自転車利用

1 - (2) 愛媛マルゴト自転車道の推進

愛媛マルゴト自転車道（28 コース）について、官民連携により、先進的なサイクリング環境の整備を目指したモデルルート（※5）として位置づけ、更なる利便性の向上を図るとともに、県や沿線市町等において当該コースを活用したサイクリング大会の開催や体験型旅行商品の造成等、積極的な活用により、地域に根差した魅力的な自転車道に育てる。さらに、誘客や利用促進が見込まれるエリアを、重点戦略エリアとして選定し、利用者の動向やサイクリストの意見を踏まえ、コースの維持・補修や休憩スペース等の環境整備のほか、サイクリングと組み合わせることにより楽しみを増大させることができる体験プログラムづくりなど地域資源の磨き上げを行う。

また、四国一周サイクリングルートにおける県内の周遊を促進するための地域ルートとして、連動したプロモーション活動を展開し、更なる誘客促進を図る。

（※5）本県のモデルルートの詳細は、27 ページ以降に掲載。



図4 愛媛マルゴト自転車道MAP

1－（3）E-BIKEえひめの推進（電動アシスト付自転車の普及及び安全利用の啓発）

女性やシニア層のほか、障がい者等が体力の差や年齢に関係なく、サイクリングの魅力を共有し、ストレスなく安全・快適に楽しむことができるサイクリングのバリアフリー化の実現や、山岳地域や未舗装路など、これまでサイクリスト以外にとって走行難易度が高かったエリアでの活動や長距離サイクリングなど、活動範囲の拡大による新たな楽しみ方の創出・提供、通勤時の活用等に繋げるため、企業等と連携し、スポーツ型電動アシスト付自転車（E-BIKE）の普及及び安全利用の啓発に努める。



図5 E-BIKEでのサイクリングの様子

1－（4）タンデム自転車等の普及

障がいや体力の有無にかかわらず、お互いの気持ちを思いやりながら、誰もがサイクリングを一緒に楽しむことができ、障がい者の外出支援や生活支援、他県・海外との交流にも活用できるタンデム自転車等を普及させるとともに、認知度を高めるため、乗り方の注意点やコツを学べる講座やサイクリングイベント等を開催する。



図6 タンデム自転車でのサイクリング